

# 令和2年度 祇園小学校いじめ防止基本方針

【この基本方針が目指す子ども像】 いじめをゆるさず、自分も友だちも大切に子ども

## 【PTA・学校支援会議との連携】

学級懇談、学級だより等で学級の様子を伝え信頼関係を築く。

PTA行事、PTA理事会などを通して交流を深め、相談しやすい雰囲気を作る。

## 【いじめ問題対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、該当担任

(必要に応じて)

PTA、地域関係各機関、スクールカウンセラー・心の教室相談員等

## 【教育委員会】

○学校教育課  
○青少年教育センター

## 【関係機関】

○子ども子育て支援センター  
○子ども女性障害者支援センター  
○警察  
○民生児童委員・主任児童委員

## 【いじめの防止】

### (1) 校内指導体制の確立

○生活指導連絡会による情報の共有と全員でのサポート

○「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した校内研修を実施し、観察力や対応力の向上に努める。

### (2) 道徳教育の充実

○「読む道徳」から「考え、議論する道徳」への転換を図り、すべての教育活動において、自己有用感を育む。

○「いのちを見つめる強調月間」「人権週間」等へ取組を通し、いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

○「わたしたちの道徳」を活用し、「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

### (3) 子どもの自己指導能力の育成

○特別活動の充実を図り、学級の問題をみんなで解決していこうとする意識を高める。

○児童会活動においていじめに関わる問題を取り上げたり、人権について考えたりするなど子どもたちが自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

### (4) 家庭・地域・関係機関との連携強化

○学級懇談、PTA理事会などで年度当初に学校基本方針を説明し、学校の基本方針や保護者の責任を明らかにし、みんなで子どもたちを育てていくことの共通理解を図る

## 【早期発見】

### (1) 教職員による観察や情報交換

○ささいな変化であっても生活指導連絡会で報告し、確実に情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

### (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

○子どもたちの生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を実施し、きめ細かな把握に努める。

### (3) 教育相談体制の整備

○校内に子どもや保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学

校内外の専門家の活用を図る。

(4) 相談機関等の周知

○学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

(1) 初期対応

○遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は真摯に受けとめ傾聴する。

(2) 的確な情報収集

○いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(3) 基本的な緊急対応

○発見・通報を受けた教職員は一人で対応せず、「いじめ問題対策委員会」へ報告する。その後速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(4) 調査による実態把握

○いじめられている子ども、いじめている子ども双方から事実関係の聴取を行う。必要に応じて該当学級の子どもへのアンケート調査を行う。

(5) 解決に向けた指導・援助

○いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(6) 継続指導・経過観察

○集団への働きかけも行いながら継続的に指導し、経過を全職員で観察していく。

(7) 再発防止

○定期的に現在の状況を確認し、再発防止に努める。

【年間計画】

4月	学校基本方針の確認	○年間2回、生活アンケートとi-checkの実施。
5月	i-check	
6月	いのちを見つめる強調月間・生活アンケート・個別面談	気になる子どもには個別面談を行い確実に対応する。
7月	保護者個人面談（希望者のみ）	
8月		○「いのちを見つめる集会」から「人権集会」へと児童会の活動をつなげ学級で人権について考える取組を行う。
9月		
10月		○いじめ問題対策委員会は必要に応じて行う。
11月	生活アンケート・個別面談	
12月	人権集会	○学級懇談や個人面談で確実に保護者とも情報交換を行う。
1月		
2月		
3月	取組評価アンケート	

〈組織的な対応イメージ〉

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添〈参考資料〉の活用、事例研究等の活用による教職員の対応力向上
- 人権意識と 生命尊重の態度育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報

③情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む（学級担任、養護教諭、生活指導担当職員、管理職などで役割を分担）

連携

関係機関

⑤A 児童への指導・支援

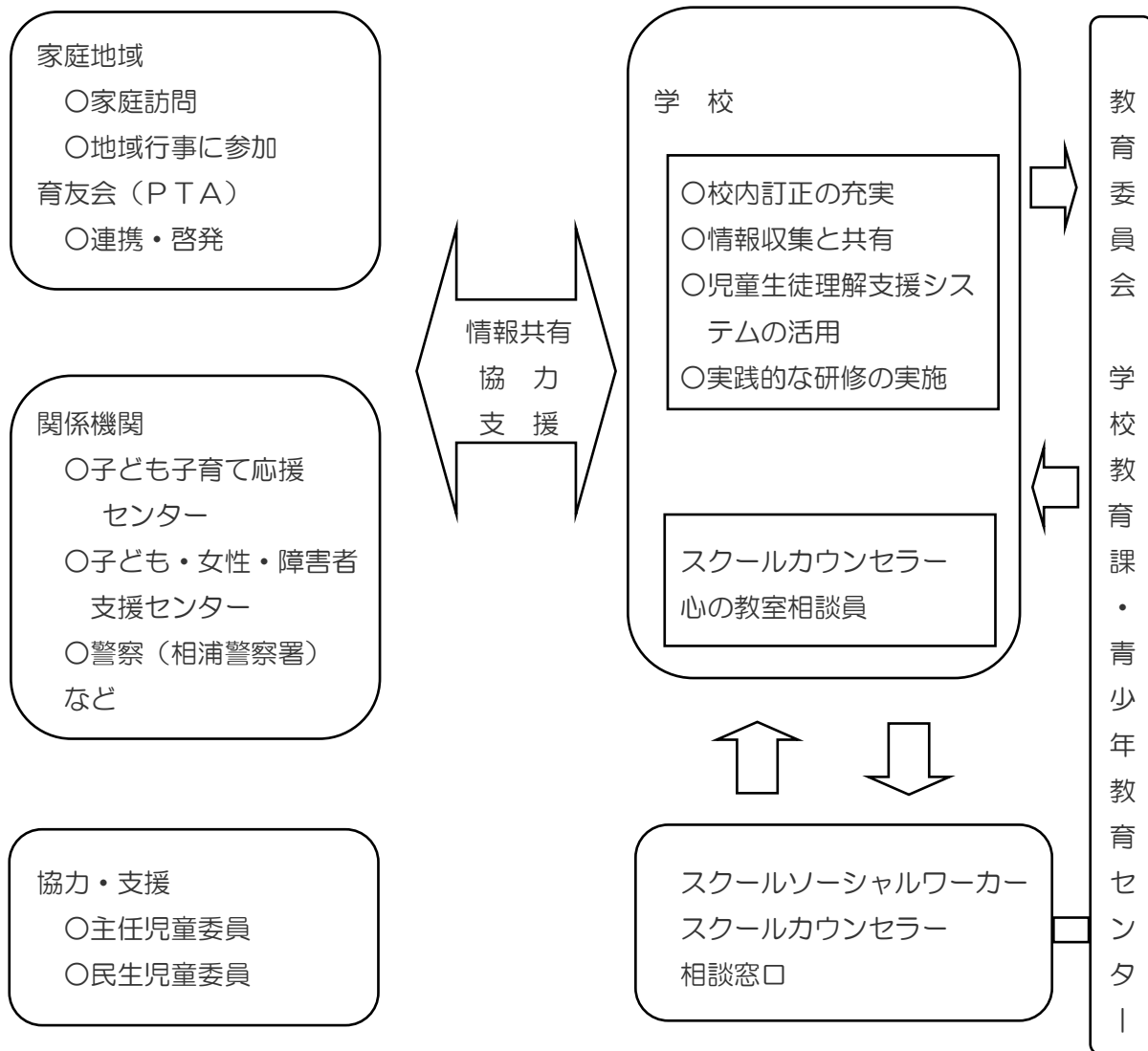
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に、状況把握に努める。

〈いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携〉



命と人権を大切にする集団づくり